

松本製竹所労働争議

- 一、名 稱 松本製竹所
- 二、所在地 小倉市大門町
- 三、事業種類 竹細工、魚釣道具製造
- 四、資本金 五千圓
- 五、代表者 松本 順六
- 六、従業員数 一八名(男一四、女四、徒弟四)
- 七、争議参加人員 一四名(男)
- 八、争議發生年月日 昭和八年五月三十一日
- 九、争議解決年月日 同 六月四日
- 十、争議發生原因

本工場は昭和六年十一月より事業を開始したるものなるが他の同種工場に比し其労働条件劣悪なりとて従業員間に不平を

生しめたることを遂に五月三十一日朝より罷業を執行して次の要求書を提出せり。

因みに賃金八十圓一圓四十圓、労働時間十三時間

十一、要求事項

- 1、工場法の適用
- 2、一ヶ年を通し十一時間労働とすること
- 3、食事時間三十分の休憩
- 4、午前午後各十五分間休憩すること
- 5、賃金普通工を一圓以上とし技術工には従來の分に二割増のこと
- 6、少年工に月五圓宛支給のこと
- 7、少年工に夜間九時後就業せしめざること
- 8、公傷又は職業病(膝カブレ)に對しては其の藥代及治療費其他を各自に支辨せしめざること